

写

議案第二十九号

久原地区農業用排水施設整備事業計画について

次のとおり町営土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十三年三月十一日

三朝町長 松村高成

昭和五拾三年三月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 牧田禎

記

一 事業の名称及び工事名

単県養業用排水施設整備事業

久原地区水路改修工事

二 施行場所

東伯郡三朝町大字久原地内

三 工事の概要

改修延長 一五〇〇メートル

鉄筋コンクリートフリーユームを布設する。

四 事業費

一、二〇〇、〇〇〇円

五 事業の実施方法

請負

六 工事の時期

昭和五十三年度